

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年12月3日～2020年12月9日)

令和2年(2020年)12月11日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種をめぐる政府の動向 欧州委員会による最高裁判所規律部に関する追加の質問状の発出 ラウ外相のOSCE閣僚理事会出席 ゴヴィン副首相と欧州委員との会談 EU予算交渉に関するシュテルスキ大統領室長の発言 「連帯ポーランド」によるオランダの法の支配に関する報告書の提出 モラヴィエツキ首相とオルバーン・ハンガリー首相とのビデオ会談 ラウ外相のEU外務理事会出席 ヴィテク下院議長によるオランダ議会議長に対する書簡の発出 モラヴィエツキ首相の欧州各国紙への寄稿 モラヴィエツキ首相とオルバーン首相の会談 軍による新型コロナウイルス感染症対策支援の状況 ポーランド国防省、イスラエル軍とサイバーセキュリティ協力覚書に署名 ドゥダ大統領のチェコ訪問								<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>
治安等 自動車運転免許証の携帯義務が緩和 農業従事者が一時道路を閉鎖 検事総長が共産主義政党の違憲性の確認を憲法法廷に要請 ドイツなどに出稼ぎに出るウクライナ労働者などがポーランドを不適切に經由との報道 オランダでポーランド系スーパーの連続爆破事案が発生 内務・行政大臣と国家警察本部長官、最近の抗議集会における警察の活動を説明 ワルシャワ市当局、東西を結ぶ主要道路の改修を発表								
経済 モラヴィエツキ首相、地方投資基金を通じた120億ズロチの地方政府向け支援を発表 EU予算への拒否権発動によるポーランドの財政負担 フィッチ、ポーランドのGDP成長率見通しを修正 ポーランド製の電気バス関連動向 民間雇用者連盟レヴィアタンによるグリーンエコノミーに関する調査 Energa グループによる電気自動車関連インフラ整備 石炭業界見通し 砂糖工場における再生可能エネルギー導入計画								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ) 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

内 政

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種をめぐる政府の動向【4日、8日】

4日、ドヴォルチク首相府長官は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のワクチン接種が可能な地点を全国で約8,000か所設置し、4万～5万人の医療従事者が対応する予定であると発表した。また、同長官は、近いうちにワクチン接種を行う医療機関及びその手順を決定し、健康問題がある者に対応するため、ワクチン接種が可能な移動施設を各地方

自治体に設置すると述べた。

8日、ドヴォルチク首相府長官が記者会見を開催し、国家ワクチン接種プログラムの素案を発表した。政府は、12日まで同プログラムへのパブリックコメントを受け付け、15日の採択を目指している。同長官は、同プログラムにおけるワクチン接種の基本的な方針として、短期間での実施、安全かつ効果的、十分な量の提供、任意で無料の受診、容易なアクセスを挙げた。

外交・安全保障

欧州委員会による最高裁判所規律部に関する追加の質問状の発出【3日】

3日、欧州委員会は、最高裁判所規律部に関する追加の質問状をポーランド政府に対して発出した。欧州委員会は、同部は裁判官の独立と公平性が保証されていないためEU法に違反するとしてEU条約上の違反手続を継続している。今回の質問状は、同部の機能停止を命じた欧州司法裁判所の命令に背いて同部が裁判官に対する刑事免責を剥奪したことを問題視している。ポーランド政府は1か月の間に回答することを求められている。

ラウ外相のOSCE閣僚理事会出席【3日】

3日、ラウ外相は、ビデオ会合形式で開催された欧州安全保障協力機構（OSCE）外相理事会に出席した。同外相は、演説において、OSCEは、複雑な国際情勢、OSCE諸国地域における衝突、ベラルーシの国内危機、新型コロナウイルス感染症といった多くの深刻で前例のない課題に直面していると強調した。また、同外相は、ヘルシンキ宣言及びその後の文書で合意された基本的価値は重要性を失っていないと述べ、ウクライナ侵攻が継続し、OSCE諸国地域における衝突が長期化している中で、OSCEは依然として地域対話支援に適した枠組みであり、緊張緩和に資する特別な手段を有していると強調した。

ゴヴィン副首相と欧州委員との会談【3日】

3日、ゴヴィン副首相兼開発・労働・技術大臣（連立与党「合意」党首）は、ブリュッセルにおいて、EU予算と法の支配コンディショナリティの問題について欧州委員と議論した。同副首相は、現在提案されている法の支配コンディショナリティの懸念について伝えるとともに、EUが法的拘束力のある解釈宣言を発出することで合意できるのであれば、妥協が可能であるということを示唆した。

同副首相は、前日、新型コロナウイルス感染症からの復興にEU基金は必要不可欠であり、EUとの妥

協はポーランド及びEU全体にとっての利益であると述べていた。

EU予算交渉に関するシュテエルスキ大統領室長の発言【6日】

6日、シュテエルスキ大統領室長は、EU予算と法の支配コンディショナリティの問題に言及し、モラヴィエツキ首相のみが政府の立場を代表すると強調した。同室長は、交渉に関する政府の立場は一元化されていなければならないと述べ、また、同交渉は欧州理事会のメンバーであるモラヴィエツキ首相の所掌であると述べた。

「連帯ポーランド」によるオランダの法の支配に関する報告書の提出【7日】

7日、ジョブロ法相の率いる連立与党「連帯ポーランド」は、オランダの法の支配に関する報告書を下院に提出した。同報告書は、オランダの税法がEUの域内市場ルールに反していると主張している。同報告書を提出したコヴァルスキ国有財産副大臣は、法の支配違反の制裁手続であるEU条約第7条手続の開始に関わる重要な問題であると述べた。

モラヴィエツキ首相とオルバーン・ハンガリー首相とのビデオ会談【7日】

7日、モラヴィエツキ首相は、オルバーン・ハンガリー首相とビデオ会談を行い、EU予算と法の支配コンディショナリティの問題について議論した。会談後、ミュレル首相府報道官は、両首相はEU予算交渉に関して議論を行ったが、詳細については明かすことはできないと述べた。

ラウ外相のEU外務理事会出席【7日】

7日、ラウ外相は、ブリュッセルで開催されたEU外務理事会に出席し、対米関係、議会選挙後のジョージア情勢、トルコの東地中海問題、ベラルーシ情勢、EUの戦略的自立性等について議論した。

ベラルーシ情勢について、同外相は、10月の欧

州理事会においてポーランドが提示したベラルーシの市民社会に対する経済支援プランが欧州委員会によって早急に発表されることを期待すると述べた。対米関係について、同外相は、多国間主義や新型コロナウイルス感染症からの経済復興、三海域イニシアティブを通じたインフラ開発といった分野での協力において米国の新政権と緊密な関係を築くことがEUの優先事項であると強調した。

ヴィテク下院議長によるオランダ議会議長に対する書簡の発出【8日】

8日、ヴィテク下院議長は、アリブ・オランダ議会下院議長に対して書簡を発出し、先般オランダ議会が政府に対してポーランドを法の支配違反として欧州司法裁判所に提訴することを求める決議を採択したことに対し、驚嘆しかつ失望していると述べた。同議長は、ポーランドとオランダのEU及びNATOにおける両国の関係の重要性を強調しつつ、オランダ議会の決議は、国際関係の基礎である国家主権の原則に違反するものであると述べた。また、同議長は、民主国家たるポーランドの行為を疑問視することは、ポーランドの有権者の意思を疑問視することと同じであると強調した。

モラヴィエツキ首相の欧州各国紙への寄稿【8日】

8日、モラヴィエツキ首相は、EU予算と法の支配コンディショナリティの問題について欧州各国紙に寄稿した。同寄稿は、仏紙ル・モンド、独紙ハンデルスブラット、伊紙ラ・スタンプ紙等に掲載された。同首相は、法の支配コンディショナリティは裁量による基準であるために政治的に利用される可能性があるとの懸念について言及しつつ、他方で、EUは、条約の文言と精神を反映した解決策を見つけ出すことができると信じて強調した。また、同首相は、EUにおける加盟国の平等と多様性について強調し、EU条約の尊重を求めると述べた。

モラヴィエツキ首相とオルバーン首相の会談【8日】

8日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したオルバーン・ハンガリー首相と会談し、EU予算と法の支配コンディショナリティの問題について協議した。同協議には、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首、ジョ

ブ法相(「連帯ポーランド」党首)及びゴヴィン副首相兼開発・労働・技術大臣(連立与党「合意」党首)も参加した。会談後、ミュレル首相府報道官は、ポーランドとハンガリーは、EU基金の停止を伴うコンディショナリティの基準は、基金の不正使用や管理に関する問題に厳に限定されるべきであるという共通の立場であると強調した。また、同報道官は、両首相は、次期欧州理事会において妥協に達する可能性があることを確信していると述べた。

軍による新型コロナウイルス感染症対策支援の状況【8日】

8日、プワシュチャク国防相が、Polish Radioに出演し、ポーランド軍が、ワクチン接種プロセス関連機関の支援を準備していることを明らかにし、約10,000人の兵士が新型コロナウイルス感染症対策の支援を行い、別の10,000人が常時スタンバイの態勢をとっていると述べた。

ポーランド国防省、イスラエル軍とサイバーセキュリティ協力覚書に署名【8日】

8日、国家サイバーセキュリティセンター(NCBC)は、サイバーセキュリティ分野において、イスラエルと協力していくことが決定したと発表した。協力内容については、特に情報や経験の交換・共有、ワーキンググループの立ち上げの他、教育・訓練及び共同の作戦計画の作成において協力していくこととなる。

ドゥダ大統領のチェコ訪問【9日】

9日、ドゥダ大統領は、チェコを訪問し、ゼマン大統領と会談した。両大統領は、EU予算と法の支配コンディショナリティの問題に関して、EUにおける全ての決定は、条約の範囲内でなければならないことを確認した。ゼマン大統領は、共同記者会見において、チェコは、欧州委員会との争いにおいてポーランドとハンガリーを支持するべきである、EUにとっての欧州政府は、欧州委ではなく欧州理事会であると述べた。また、ドゥダ大統領は、両大統領が下位の法規則が条約上の規定を歪めることはできないという考えで一致したと述べ、現在提案されている法の支配コンディショナリティのような規則は断固として非難されるべきであると述べた。

治 安 等

自動車運転免許証の携帯義務が緩和【5日】

5日、デジタル化省は、アプリケーション「mObywat」に自動車運転免許証の情報などを確認できるという機能が追加されたと発表した。同機能を利用すれば、自動車を運転する場合でも、免許証や保険証、自動車登録カードを携帯する必要がなくなる。また、同機能には、車検や自動車保険の有効期限が近づくと、その旨を通知する機能を有していると

いう。

農業従事者が一時道路を閉鎖【5日】

5日午前5時頃、農業従事者が、政府の支援が不十分であるとして、ワルシャワ市内ウオラ地区の交差点を数時間封鎖するなどして抗議を行った。抗議主催者によると、約60台のトラクターなどが同交差点付近に集まったという。抗議に参加した農業従事

者は、損益分岐点を下回る購入価格で生産する農家や生産者への助成金、店舗におけるポーランド産食品の優先、市場における健全な競争などを要求した。警察が農業従業者に対して解散するよう促し、午前9時頃には抗議参加者は散会したという。

検事総長が共産主義政党の違憲性の確認を憲法法廷に要請【6日】

6日、ジョブロ検事総長(法務大臣兼任)は、全体主義体制と関係すると批判した上で、ポーランド共産党(KPP。戦前のポーランド共産党を歴史的かつイデオロギー的に継承したと主張して、2002年に設立された政党。党員数は数百人から千人ほどとされ、同党所属の国会議員は存在せず)の違憲性の確認を憲法法廷に要請した。国家検察庁によると、同要請は、国民からの要求を受けて行われたという。国家検察庁に送られた国民からの書簡では、KPPの活動目的や行動について、全体主義的な手法や共産主義的な方針を参照、実践しており、ポーランド憲法に違反していると主張されているとのことである。KPPでは、1920年のポーランド・ソ連戦争における赤軍の活動、1939年のポーランド侵攻などといったソ連による全ての行動が賞賛、正当化されており、同検事総長は、KPPの目的及び活動双方においてポーランド憲法に違反していると指摘した。

ドイツなどに出稼ぎに出るウクライナ労働者などがポーランドを不適切に経由との報道【7日】

7日、当地紙「Rzeczpospolita」は、ポーランド経由でドイツやチェコに出稼ぎに向かうため、偽造文書を用いるウクライナ人労働者などが増えているなどと報じた。ポーランドやドイツの国境警備隊によると、そうした不法移民は、危険を冒してでも自国よりも高額な給与を求めて、ドイツなどに渡航するという。同紙は、ウクライナ人労働者などは、ポーランドを経由国として見る傾向にあり、ポーランドの労働許可証などを利用して、ドイツやチェコ、オーストリアへの渡航を試みると指摘した。また、その背景にはポーランドの組織犯罪集団が関与していることにも言及した。こうした実態は、統計上にも反映されており、偽造文書により逮捕された東側国境からの外国人は、本年9月までで1,023人であり、昨年の584人の2倍近い数になっているとのことである

オランダでポーランド系スーパーの連続爆破事案が発生との報道【8～9日】

当地国営メディア「TVP INFO」は、AP通信などを引用し、8日早朝、オランダ・アールスメール(Aalsmeer)及びヘースウェイク・ディンター(Heeswijk-Dinther)において、ポーランド系スーパー「Biedronka」が何者かに爆破される事案が発生したと報じた。また、9日早朝、同国ベーフェルウェイク

(Beverwijk)においても、「Biedronka」が爆破される事案が発生したと報じている。これら3店舗のうち、アールスメールとベーフェルウェイクのオーナーは同一人物であるという。「TVP INFO」は、同オーナーの発言として、これらの店舗は、当地の大手スーパーチェーンの「Biedronka」とは無関係であり、同名称は商標登録もされていないことから、誰でも利用できるなどと報じた。なお、これら3件の爆破事案において、けが人などは確認されていないとのことである。

内務・行政大臣と国家警察本部長官、最近の抗議集会における警察の活動を説明【9日】

9日、カミンスキ内務・行政大臣及びシムチック国家警察本部長官は、国会内務・行政委員会に出席し、最近ポーランドで発生している人工妊娠中絶にかかる抗議集会に関する警察の活動について説明した。カミンスキ大臣は、同集会に関連する警察の行動は、全て新型コロナウイルス感染症にかかる制限措置のためであると指摘し、抗議者が表明する思想・考えは関係ないと述べた。また、当該集会とベラルーシで行われている集会を同一視しないよう要請した。その上で、内務・行政委員会に出席した国会議員に対して、抗議集会に参加する際は、議員特権を悪用しないよう求めた上で、国民の健康安全に対して責任を持つよう要請した。また、シムチック国家警察本部長官は、これまで行われた一連の抗議集会は3,560件にのぼり、130万2,000人が同集会に参加したと述べた。また、同集会に関連した犯罪が140件、軽犯罪が11,996件確認されたことを明らかにしたほか、逮捕者についてはわずか167人であったとした。他方、これまでに56人の警察官が負傷し、教会施設などに対する損壊事案が165件、議員事務所や自宅に対する破壊活動が56件確認されたと付け加えた。このほか、本年春から警察官が同感染症の隔離対象者に対する管理業務を行っており、これまでに約3,750万回の確認作業を行う一方、約12,000人の警察官及び約2,000人の非制服職員が同感染症に感染したことを報告した。その上で、本年は犯罪リスクが軽減し、交通安全が改善された1年であったと評価した。

ワルシャワ市当局、東西を結ぶ主要道路の改修を公表【9日】

9日、ワルシャワ市当局は、ワルシャワの東西を結ぶワジェンコフカ道路の改修を明らかにした。改修工事の詳しい日程は明らかにされていないが、2021年第2四半期から作業が開始し、29か月かけて行われると見られている。本改修作業により、既存の高架橋は取り壊され、新しい橋が建設されるとされる。作業が開始されると、自動車運転手や通勤者は移動が困難になり、特にプラガ地区居住者にとって

は、ワルシャワ中心部へのアクセスが難しくなるとい

う問題が発生すると考えられている。

経 済

経済政策

モラヴィエツキ首相、地方投資基金を通じた120億ズロチの地方政府向け支援を発表【8日】

8日、モラヴィエツキ首相は、カミンスキ内務・行政大臣との共同記者会見において、地方政府による投資、教育、デジタル化、病院の改修等の事業を支援する為に、地方投資基金を通じて120億ズロチの支援を実施することを発表した。本件投資により、国内の全ての地域が平等に発展する機会が得られ、ポーランド経済の生産性を高め、雇用を守ることで、新型コロナウイルス感染症後の経済回復及び経済発展を促進することが期待される。既に60億ズロチ以上が地方政府に給付済みであり、8日に40億ズロチを追加給付予定という。地方投資基金は今後数年間継続され、地方政府の緊急のニーズを中心に支援を行う。

EU予算への拒否権発動によるポーランドの財政負担【9日】

EU予算の支出に法の支配の遵守を条件づける「法の支配コンディショナリティ」に関する交渉が進行中である。非公式情報によると、独による最新の

提案は、これまでの提案とポーランド及びハンガリーに対して法の支配メカニズムが恣意的に適用されないように確保する措置との折衷案となっているという。仮に合意に到達できない場合、2021年1月から暫定予算(2020年予算の12分の1を毎月の予算上限とする)が実施される可能性がある。また、支出はGDPの1.2%以内とされ、新型コロナウイルス感染症によるEU経済の縮小及び英国離脱により、前年よりも厳しい予算状況となる。これらにより、2021年暫定予算は2020年よりも250~300億ユーロ少なくなることが見込まれる。EUの多年度財政枠組(MFF)からの資金供与は、次期予算が合意されるまで延期される。この結果、ポーランドが受け取る資金は、当初の見込みよりも40億ユーロ減少する一方で、2014~2020年のMFFが対象とする事業の受益者に対して、自国予算から支払いを継続する必要がある(結束政策の事業については、2020年末までに事業契約を行い、2023年までに実施することが可能となっている)。

マクロ経済動向・統計

フィッチ、ポーランドのGDP成長率見通しを修正【7日】

格付け機関のフィッチは、ポーランドのGDP成長率について、2021年は前回発表の4.5%から3.3%に予測を引き下げ一方、2022年については前回発表の3.3%から5.1%に予測を引き上げた。

なお、フィッチの専門家は、ポーランドによるEU予算への拒否権発動は同国の格付けに直接かつ即時の影響は無いとの見方を示した。また、ポーランドはEU予算の最大の受益国であり、同事実が政治的な論拠に優先し、最終的には法の支配メカニズムに関するEUの合意に賛成するであろうとした。

エネルギー・環境

ポーランド製の電気バス関連動向【4日】

2020年の最初の9か月間でポーランド製の電気バスのシェアは、欧州で登録された全ての新規の電気バスのうち、ほぼ3分の1となった。現在では、電気バスの生産拠点をポーランドとする企業が増えていく。最大手はソラリスであり、同社が西欧の都市に提供した242台の新型バスは、同地域で登録された1000台強の新型電気バスのほぼ4分の1を占めている。ポーランドで操業しているもう一つの手メーカーはプロツワフにあるボルボのバス工場である。最近数か月で、欧州の50以上の都市から数百台の電気バスを受注している。ボルボは、充電インフラやバスへの融資等、様々なサービスを提供している。さらに、EUの資金援助プログラムにより、地方自治体が電気バスを購入する傾向も強まっており、ワル

シャワ市が130台の新しい電気バスを発注するとしている。

民間雇用者連盟レヴィアタンによるグリーンエコノミーに関する調査【7日】

民間雇用者連盟レヴィアタンの調査によれば、ポーランドの企業は、政府の長期的な戦略と適切な規制がないため、グリーンエコノミーへの投資を増やすことを先延ばしにしているとしている。同調査ではコストのかかる投資は安定した規制環境下でなければできないことを原因としている。また、期待される解決策について、再生可能エネルギー源法(RES法)のサポートシステムや距離法の自由化等、エネルギー分野における規制環境の変化にも言及されている。

Energa グループによる電気自動車関連インフラ整備【9日】

配電会社 Energa Operator は、地方自治体と協力して、ポーランド北西部のコシャリンに電気自動車用の充電ステーションを27か所建設する。そのうち26か所の充電ステーションは今年中に建設され、残り

の1か所は来年初めに建設される予定である。また、Energa グループは、コシャリン以外の7つの都市にも同様の投資を行う予定である。設置が完了した後は、Energa が責任を持って適切なテストや測定を行い、火災安全専門家の意見を踏まえて、申請書を提出する。

エネルギー・環境**石炭業界見通し【8日】**

石炭の時代が終わることは炭鉱労働者でさえ理解している。しかし、どのように解体され、誰が補償などを支払うのかがまだ決まっていない。9月に合意した2049年までに炭鉱を閉山する予備スケジュールの条件について、国有財産省と炭鉱労働組合との交渉は12月中旬に終了予定であったが、より時間を有する見込みである。

これまで政府は、負債の帳消し相殺、新たな融資などを実施して鉱業の問題への対応を可能な限り延期してきた。

一方、EUは石炭の放棄のペースを速め、石炭の利用をより収益性の低いものにしていく。ポーランドの労働組合の指導者たちは、パンデミックの時期に気候エネルギー計画を停止するよう求めたが、エネルギー変換は、ヨーロッパ経済の回復を推

進する原動力になる可能性があるという結論が出された。

砂糖工場における再生可能エネルギー導入計画【8日】

ポーリッシュ・シュガー・カンパニー(KSC)は、再生可能エネルギーにより、電力コストを大幅に削減しようとしている。同社は大型太陽光発電所を砂糖工場に隣接して建設することを計画している。最初はウツキエ県ドブジェリンの0.5MWの太陽光発電所で年間520MWhの電力を生成し、工場の電力コストを3分の1以上引き下げることをしている。投資額は220万ズロチにのぼり、2021年第2四半期に完成し、夏季に仮装する予定。なお、同発電所はバイオマスからエネルギーを製造する水素設備に電力を供給する計画としている。

大使館からのお知らせ**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテ

口が相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。11月9日から小学校及び高等教育機関においては、実務授業を除きリモート授業が義務化されています。また、幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行くと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても

日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しくお願いいたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】 展覧会「Paradise 101」【11月15日～2021年2月14日】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「Paradise 101」が開催されます。ポーランドの写真家アーティスト、ヴォイチェフ・ヴィエテスカ(Wojciech Wieteska)によって撮影された、日本の平成時代の社会における変化を表現した写真展です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha、Marii Konopnickiej 26、30-302 Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/paradise-101>

【予定】:【オンラインイベント】日本文化フェスティバル「桜が咲いている」のフィナーレ・コンサート【12月12日(土)12時】

財団「ヴィア・サルティス」による、日本文化フェスティバル「桜が咲いている」の日本音楽ピアノコンサートが開催されます。参加費は無料です。

開催場所:フェイスブックイベント: <https://fb.me/e/1LnVAVHbG>

詳細: <https://fb.me/e/1KAwb6AUW>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先メールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)